

総合職試験（大卒程度区分）の受験資格のうち、(2)イ「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とします。

- ① 学校教育法第102条第2項の規定に基づき大学院に入学したことのある者
- ② 学校教育法第104条第7項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法第104条第7項第2号に規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ④ 学校教育法施行規則第155条第1項第2号から第4号の2までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ⑤ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

(注) 試験年度とは、第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）をいいます。